

唐代の郷貢進士と郷貢明經

——「唐代後半期における社會變質の一考察」補遺——

愛 宕 元

はじめに

一 郷貢からの禮部試應試

二 禮部試合格後の呼稱

三 郷貢の貢舉において占める位置

四 禮部試落第者の藩鎮による辟召

結語

はじめに

唐代後半期から五代を経て宋代へと至る過渡期の問題を明確に理解しようとする視角から、唐代後半期社會の變質を論じたのが「唐代後半期における社會變質の一考察」〔『東方學報』京都四十二冊、以下前稿と略稱する〕と題する論文であつた。そこでは庶人層から權力機構へ積極的に進出しようとする傾向が唐代後半期に顯著に認められること、そして毎年多數の禮部試落第者、すなわち正規の官僚となることに失敗する者が必然的に生み出されるという事實に言及しながら、唐朝官僚體制の基盤である士人層とそれ以下の社會層との階層秩序が崩壊してゆく過程を論じたのであつた。唐代後半期の歴史展開の考察としてその論旨は誤っていないと考えるが少しく論理の先行が氣にかかる點があり、また論點がいささか多岐にわたつてやや明確さを缺いているのではないかとその後感じていた。ところで最近になつて礪波護氏が藩鎮體制の下での幕職官の構成と辟召制に関する論文を發表され、そのなかで郷貢進士等の禮部試落第者についても言及されている。し

たがって一部分において礪波氏と重複する箇所があるが、私としては前稿の區切りをつける意味からも少なくとも本稿のような作業だけはやっておかねばならないと考え、論點を郷貢の問題にしぼって前稿の補遺としてまとめた次第である。

一 郷貢からの禮部試應試

唐代において禮部試に應試するためには二つのルートがあった。その一つは國子監管轄下の國子學・太學・四門學・律學・書學・算學の所謂六學と門下省の弘文館、東宮の崇文館に籍を置く者を生徒と稱して禮部試應試の資格が與えられるものである。但し、これらの學館には誰でもが入學を許されるのではなく、官品を有する官僚の子孫に絶對的な優先權があり、とりわけ弘文館、崇文館の兩館に入ることができるのは皇族や外戚、高級官僚や功臣の子孫に限られていた。

他の一つが郷貢と呼ばれるものである。前記の學館によらず、應試しようとする者が直接に州縣へ出願し、そこでの考查を経て州縣長官の推薦により中央に送られて禮部試を受験する資格を得るものである。

さて、この郷貢からする禮部試應試者は史料上では「郷舉進士」(舊唐書卷一一一暢瑊傳、同書卷二一五敬括傳)、「從鄉薦」(舊唐書卷一六八錢徽傳內錢起傳)、「從鄉賦登第」(舊唐書卷一七七裴休傳)、「從鄉賦隨計」(舊唐書卷一七九張潛傳)、「預鄉貢進士」(舊唐書卷一八七上張道源傳內張楚金傳)、「本州舉進士」(舊唐書卷一九〇上劉胤之傳內劉延祐傳、同書卷一九〇中劉允濟傳)、「從鄉賦」(舊唐書卷一九〇下元德秀傳)あるいは野史類においては「方赴舉、求鄉薦」(唐語林卷三識鑒)、「預鄉舉」(唐摭言卷六公薦)、また墓誌銘類には「郡舉進士」(古誌石華卷一五王叔雅墓誌銘)、「鄉舉進士擢第」(芒洛冢墓遺文續編卷中崔程墓誌銘)、「鄉貢進仕擢第」(芒洛冢墓遺文續編卷下劉穆墓誌銘)、「鄉貢明經擢第」(芒洛冢墓遺文續編卷下田嵩墓誌銘)、「鄉貢進士、對策上第」(金石萃編卷七七陳憲墓誌銘)などのように見えている。しかし、以上の數例のようにその出身が郷貢であることを確認できる場合はむしろまれである。たとえば新舊兩唐書、とりわ

け新唐書の諸傳中における記載は「擢進士(明經)」、「中進士(明經)」、「舉進士(明經)」、あるいは「進士(明經)及第」、「擢進士(明經)第」などというのが一般的であり、これらの史料のみでは禮部試に學館あるいは郷貢のいづれから應試したのかは判別することはできない。

さて、この郷貢によって禮部試に應試して落第した者、現代風に言うならば郷貢からの禮部試浪人とでもいうべき存在を郷貢進士、あるいは郷貢明經と稱するのであるが、前稿を補足する意味でこの點を具體的に檢證しておきたい。

(1) 僧□忠龜瑩記(亡洛家墓遺文補遺)^④

天寶四載歲在作噩九月廿五日記

河南府鄉貢進士石鎮文

前陳王府法曹參軍崔英書

撰文者の石鎮について知りうることはほとんど皆無である。ただ文苑英華卷九〇に五首の罔兩賦が載せられており、そのうちの一首の作者として石鎮の名が見えている。罔兩賦は天寶六載(七四七)の禮部試の試賦題であり、このことから石鎮の禮部試合格をこの年に比定することができる。^⑤ 龜瑩記が作られたのは天寶四載、すなわち、禮部試合格の二年前ということになる。したがって、この時點においては郷貢により河南府から薦送されながら、いまだ禮部試に合格していない。それゆえに郷貢進士とのみ稱しているのである。

(2) 大唐故范氏女墓誌銘(八瓊室金石補正卷七一)

兄鄉貢進士鄭述

この墓誌は長慶二年(八三二)十二月に十六歳で没し、翌年四月に葬られた妹のために、兄の范鄭が生前をしのんで撰じたものである。范鄭についてもほとんど何も知る手掛りはないが、宋の潘自牧の撰にかかる類書、記纂淵海卷三七

科擧部及第の條に引用する秦中記にその名前が見える。すなわち、大和八年（八三四）の進士及第者には貧士が多いたために某人が次のような詩を作ったという。

乞兒還有人通年、六十三人籠仗全、

薛庶準前騎瘦馬、范鄴依舊蓋番氈。^⑦

この范鄴を墓誌銘の撰者と同一人物と見なしうるならば、彼を大和八年の禮部試合格とすることができる。とすれば、妹の墓誌銘を作った長慶年間はいうまでもなく禮部試合格以前であり、十年以上の落第を繰り返している譯である。そしてその間、郷貢進士とのみ稱しているのである。

(3)

唐故河中府永樂縣丞韋（懿）府君妻隴西李夫人墓誌銘（八瓊室金石補正卷七四）

郷貢進士于瀆撰

撰者于瀆は韋敏の先妻との間に生れた娘の嫁ぎ先である鄭氏と婚戚關係にあるために于瀆が依頼を受けて、開成四年（八三五）に没し、會昌五年（八四五）に葬むられたこの李夫人の墓誌銘を撰したものである。新唐書卷七十二宰相世系表によれば、于瀆は憲宗朝の宋相于頔の弟である冀の孫に當り、世系表には「字は子漪、泗州判官」と記されていて、彼の最終官職を知ることができるが、そのほか彼について詳しいことは不明である。しかし、宋の陳振孫の直齋書錄解題卷一九に彼の文集を傳えて、「于瀆集一卷。唐の于瀆子漪の撰なり。咸通二年（八六二）の進士なり」と言っており、同じく宋の計有功の撰にかかる唐詩紀事卷六の于瀆の條でも、「瀆、字は子漪。咸通の進士。泗州判官に終る」と見えている。以上のことから于瀆が咸通年間に禮部試に合格したことを傍證的に認めることができよう。墓誌銘の文が作られたのは會昌五年直後であることは疑いないから、咸通中の禮部試合格以前においては郷貢進士と稱するのみであることがわかる。

(4) 崔愼由等題名（金石萃編卷八〇）

殿中侍御史集賢殿直學士崔愼由

右補闕李當

鄉貢進士崔安潛

會昌五年二月八日同赴

これは華嶽の題名の一つである。この題名に名をつらねている崔愼由と崔安潛とは兄弟であり、兄の愼由は宣宗朝の宰相にまで至った人物である。會昌五年（八四五）當時の彼の官は舊唐書卷一七七及び新唐書卷一一四のそれぞれの本傳においては不明であるが、この題名によって知ることができる。弟の安潛は數鎮の節度使を経て最終官は太子太傅となっている。舊唐書卷一七七によれば彼は大中三年（八四九）に「登進士第」とあり、題名と本傳の兩者から彼の禮部試合格の年次、及び鄉貢出身であることが判明する。この題名の作られた會昌五年は彼の禮部試合格の四年前ということになり、その時點では鄉貢進士と稱するのみであることがわかる。

(5) 唐故集賢直院官榮王府長史程公（修己）墓誌銘（金石續編卷一二）⁽⁸⁾

鄉貢進士溫憲撰

この墓誌銘は咸通四年（八六三）に没した畫家として有名な程修己⁽⁹⁾のために溫憲が撰したものである。溫憲は晚唐期の有名な詩人溫庭筠の子である。舊唐書卷一九〇下の溫庭筠の傳内では溫憲については「以進士擢等」とあるのみで、禮部試合格は知り得るけれども何時のことかはこれだけでは全く不明である。唐摭言卷十海綬不遇の條に

溫憲、先輩庭筠の子なり。光啓中（八八五〜七）に及第す。尋いで山南從事と爲る。辭人の李巨川は薦表を草して盛んに憲の先人の屈を述ぶ。略ぼ曰く、蛾眉先ず妬みて、明妃は國を去るの人と爲る。猿臂自ら傷んで李廣は乃ち侯た

らざるの將たり。⁽¹¹⁾

とあって、溫憲は光啓年間に禮部試に合格して山南西道節度使幕下に入ったとしている。李巨川とのつき合いはこの山南西道節度府時代のことであり、時の節度使は宦官の勢力者楊復恭の養子の楊守亮、巨川はその記室であった。⁽¹²⁾ 楊守亮の山南西道在鎮期は光啓三年（八八七）から景福元年（八九三）の間であるから、溫憲の禮部試合格は光啓からその直後の文德、龍紀年間（八八五～八八九）に比定してほぼ間違ひなからう。したがって、程修己の墓誌銘を撰した咸通四年にはいまだ禮部試に合格していないことは自明である。それゆえに郷貢進士とのみ稱しているのである。しかも彼の場合、二十數年もの所謂禮部試浪人時代が續いたことになる。

(6) 祭梓潼帝君文（孫樵集卷九）⁽¹³⁾

大中十八年七月九日、郷貢進士孫樵、再拜して辭を張君靈座の前に獻ず。云々。

梓潼帝君とは晉の時の四川の人、張亞子のことと、道教の神の一として崇拜されている神人である。⁽¹⁴⁾ 孫樵がかつてこの神の加護で危難から救われたためにこの祭文を獻じたのである。孫樵の禮部試應試については彼の文集の中和四年（八八四）の自序のなかで次のようにいつている。

幼きより文に工みにして、これが眞訣を得。提筆もて貢士の列に入り、時に文學を以て稱せらる。大中九年、叨りに上第に登り、邠國に従軍す。忝なくも募資を歴、久しく蘭省に居る。廣明元年、狂寇、闕を犯し、駕、岐隴に避く。詔して行在に赴かしめ、職方郎中に還る。云々。⁽¹⁵⁾

これによって孫樵が大中九年（八五五）に禮部試に合格したことを知る。ところで、大中の年號は十四年までであり、祭文の作られた年として文中に見える大中十八年という年は存在しない。徐松が登科記考卷二二で指摘しているごとく、恐らく「十」の字は衍字で、大中八年とすべきものである。⁽¹⁶⁾ とすれば、禮部試合格の一年前ということになり、

郷貢進士と稱している肩書と合致する。⁽¹⁸⁾

(7) ②唐故京兆韋夫人墓誌銘（芒洛冢墓遺文卷中）

前河東節度推官試祕書省校書郎孫微撰

第廿叔郷貢進士孫綵書并篆蓋

③唐故朝議郎前守蓬州刺史樂安孫府君（讜）墓誌銘（芒洛冢墓遺文四編卷六）

第十九弟朝議郎守左補闕內供奉柱國孫微撰并篆蓋

第二十五弟郷貢進士孫縈書

これらの二つの墓誌銘はともに「制判家」（孫讜墓誌銘）と當時稱せられた官僚貴族の名門、樂安の孫氏一族のものである。②の韋夫人墓誌銘では夫人の没年を大中十三年（八五九）と明記しているが、③の孫讜墓誌銘には没年その他具體的な年の表記は全く見られず、内容から判斷する以外にない。そこで二つの墓誌銘の共通の撰者である孫微の官を比較してみると、②では幕職官で試官の祕書省校書郎は正九品上、③では正六品上の文散官である朝議郎で守官の左補闕は從七品上である。したがって、③が後に作られたことがまず確認できる。次に孫讜の墓誌銘から彼の官歴を抜き出してみると、

劍南東川節度使盧商による辟召 → 太常寺協律郎 → 京兆府櫟陽縣尉 → 易定節度使李公度による辟召、赴かず
→ 河南府士曹參軍 → 新安令 → 蓬州刺史。

となる。盧商の劍南東川在鎮は會昌四年（八四四）から同五年（八四五）、李公度の易定在鎮は大中二年（八四八）から同八年（八五四）であり、⁽¹⁹⁾ 易定節度使の辟召を辭退して以後、河南府士曹參軍、新安令を経て最終官の蓬州刺史になって、そして没するまでにはかなりの年月を想定しなければならない。以上から③の墓誌銘の製作年次については②の大中十

三年以後ということまでは確實にし得るが、それ以上は明確でない。㉑と㉒の撰者および書者を新唐書卷七三下宰相世系表と比較してみると、孫縢を世系表では「縢」の字に作っている^㉑。その排行から考えて同一人物であることは間違いない。同一排行者たちの名前に目を通せば墓誌銘に記されるように糸の附く「縢」という字の方がむしろ正しい姿を傳えているようである。

孫縢についてはその著作「北里志」が傳わり、中和四年（八八四）の序には次のように見えている。

大中皇帝、儒術を好み特に科第を重じてより（中略）、予、頻りに計吏に随い、久しく京華に寓す。^㉒云々。

孫縢が宣宗大中の頃、禮部應試をしばしば繰り返していることがわかるが、世系表に記された彼の最終官が正五品上の中書舍人であることを考えれば、大中以後に禮部試に合格していることは確實である。孫縢墓誌銘が作られた時は彼の禮部試合格以前ということになり、その時點では郷貢進士とのみ稱しているのである。

次に㉑の書者孫綬については世系表にその最終官を河中支使と記すのみで他に全く手掛りはない。後に論及するように、それが節度使の幕職官たる支使^㉓だとすると、藩鎮の辟召によるならば、かならずしも禮部試合格者とは限らない。したがって、孫綬については大中十三年の時點においては郷貢進士という肩書からは禮部試落第の経験者であることを知るだけである。

二 禮部試合格後の呼稱

前章において郷貢よりする禮部試應試者は州縣より中央に薦送されて後、禮部試に合格するまでの間はその應試科目により郷貢進士ないし郷貢明經といった肩書を稱していることを具体的に檢證した。そこで次に禮部試合格後、吏部での考

査を経て任官するまでの間の郷貢出身者の呼稱について考えてみよう。この點については前稿の注(65)で唐國史補及び日知錄を引用して、禮部試合格者はその科目によって「前進士」もしくは「前明經」と稱せられることを一般的な形でふれておいたが、この機會に具體例を上げておきたい。

太平廣記卷一七九潘炎の條に次のような逸話を載せている。

侍郎潘炎の進士の榜に六異有り。朱遂は朱滔の太子なり。王表は李納の女壻なり。彼の軍呼びて駙馬となす。趙博宣は冀定押衙たり。袁同直は番に入りて阿師たり。寶常は二十年前進士と稱す。奚某また事有り。時に之を六差と謂う。寶常新たに及第し、薛某給事の宅中に桑道茂に逢う。給事曰く、寶秀才新たに及第せり。早晚に官を得ん。桑生曰く、二十年後に方めて官を得ん。一坐みな晒いて信ぜず。然るに果せるかな、五たび奏官せらるるもみな敕下らず。即ち攝職すること數四。其れ命を如何せん⁽²⁸⁾。

廣記の右の話に關連することが唐の褚藏言の輯にかかる寶氏の家集、寶氏聯珠集に收められる寶常傳に見えており、單なる虚構でなく史實と認めることができるものである。

府君(寶常)、大曆十四年、進士に擧げらる。(中略)擢第より釋褐に至るまで凡そ二十年。貞元十四年秋におよび、成德軍節度使太尉王公(武俊)、從事の御史盧泚に命じて五百金を賂い、辟して掌記と爲すも就かず。其の年、淮南節度左僕射霸陵の杜公(佑)、奏して參謀と爲して祕書省校書郎を授けらる。云々⁽²⁹⁾。

以上の二つから寶常は大曆十四年(七七九)の潘炎の知貢舉に際して禮部試合格を果しながら、貞元十四年(七九八)に杜佑に辟召されるまでの二十年間、全くの無官時代が續き、通鑑卷二五三の胡三省の注の如く、禮部試に合格して官を得るまでの無官時代を前進士と稱していることが確かめられる。寶常の場合、彼の禮部試應試のルートは郷貢によったものかどうか不明であるが、郷貢からの應試者の場合、禮部試合格後には「郷貢」の二字を附して前郷貢進士あるいは前郷貢明

經というのが嚴密な呼稱であった。しかし、史料上にあらわれる限り禮部試應試の場合に郷貢からしたことがわかるのはむしろまれであるのと同様に、前郷貢進士あるいは前郷貢明經などといった形で見える場合は非常に少ない。以下いくつかの具體例を挙げておこう。東觀奏記（釋海本）卷上に大中年間（八四七～八五九）のこととして次のような記事が見える。

前郷貢進士楊仁瞻を貶して康州參軍と爲し、馳驛もて發遣す。仁瞻の女弟、前進士于瓌に出嫁す。納函の朝、期周の恤有るも仁瞻その日を易えず。憲司糾論し、遂に坐して貶せらる。²⁸

これでは前郷貢進士が前進士と區別された用い方がなされていることがわかる。また長慶元年（八二二）の制科に合格した者のなかに、すでに禮部と吏部の兩考査に通つて任官した者とともに、前郷貢進士の肩書を有する者六人が含まれており、彼等が新たに任官したことが見えている。²⁹ 大和三年（八二八）には功臣、勲臣の功を稱揚せんがために、その子孫を探し出して官を賜わったが、そのなかに武后期の硬骨直諫の人、狄仁傑の曾孫元封がおり、前郷貢明經の肩書をもつ彼は懷州修武縣尉を賜わっている。³⁰ 墓誌銘類から一例をあげると、貞元六年（七九〇）に作られた「韋端夫人王氏墓誌」（金石續編卷九）の撰者として記されている息子の韋縝の肩書は前郷貢進士であり、その約三十年後の元和十四年（八一九）に没した父親の「韋端玄堂誌」（金石續編卷十）においては韋縝の官は工部郎中と記されており、貞元六年には郷貢から禮部試には合格したものの、いまだ無官であり、その後約三十年間の何時の時点かに吏部の考査を通して任官し、元和十四年においては從五品上の工部郎中にまでなっていることを知る。³¹

以上、二章にわたつて郷貢出身者の禮部試合格前後の名稱について長々と考證を加えてきたのは、唐代、とりわけその後半期における郷貢からの官僚化志向が時代的な意味をもつにもかかわらず、史料上にあらわれることが少ないからにはかならない。そこで以下の章においては郷貢からの禮部試落第者の問題について考えてみることにする。

三 郷貢の貢禮において占める位置

唐代の官吏登用制度は周知のように禮部試に合格するだけでは實際の官となることはできなかった。禮部試合格によっては官となり得る資格が附與されるだけで、さらには吏部における身・言・書・判の考査を経てはじめて任官できるのである。したがって禮部試に合格しても吏部の考査に通らねば前郷貢進士などといった肩書だけに甘んじなければならなかった。杜甫や韓愈が吏部の考査に合格するために久しく苦心したことは有名であるが、その韓愈が郷貢から禮部試を経て吏部に至るまでの考査の過程を簡潔に表現している文章がある。これもよく引用されるものであるが次のごとくである。

天下の二經に明らかなるを以て禮部に擧げらる者は歲ごとに三千人に至る。始め縣が考試して其の擧ぐべき者を定めてより、然る後に州若しくは府に升す。其の科に中る能わざる者は是の數に與らず。州若しくは府が其の屬の升す所を總べて又た之を考試すること縣の如くし、察詳を加う。其の擧ぐ可き者を定めて然る後に天子に貢し、之を有司に升す。其の科に中る能わざる者は是の數に與らず。之を郷貢と謂う。有司は州府の升す所を惣べて之を考試し、察詳を加う。其の進む可き者を第して名を以て天子に上して之を藏す。之を吏部に屬すること歲ごとに二百人に及ばず。之を出身と謂う。能く是の選に在る者、厥れ惟れ艱きかな。(朱文公校昌黎先生集卷二十贈張童子序)

このように禮部での資格試験と吏部での採用試験という二重の關門を設けることによって嚴密に官吏を登用するというのが唐代における官吏登用の制度的たてまえであった。第一の關門である禮部試にすら合格できない者はいかなる意味においても官僚機構内に組み入れられる餘地はないはずであった。しかし、唐代後半期以後の藩鎮勢力の肥大化の情況の下において各藩鎮體制での幕職官的なポストの需要が高まってくる。唐朝官僚體制の枠外に位置するこれら幕職官的ポスト

は、唐朝の官吏登用法に應ずべく地方州縣から中央に薦送されながらも、激烈な禮部の受験競争によってふり落され、絶対に正規の官たり得ない禮部試落第者にとっては、その官僚化への志向をある程度は満足させるものであった。唐朝の官吏登用法はそのたてまえから言えば、優秀な人材を社會のあらゆる階層から採用しようとするものであったが、現實にまず禮部試に應ずる資格のうち、第一の國子監六學の生徒は官僚貴族層によってほとんど獨占されている以上、それ以外の一般庶人層をも含んだ應試希望者は當然のことながら郷貢のルートによらざるを得ない。それでは郷貢からの應試者の比率はどうかといえ、あまり明確でないが、禮部試應試者の概數はほぼ把握できる。

景雲（七一〇）之前、郷貢歲二三千人。（唐摭言卷二）

玄宗時（七一二～七五五）、士子殷盛、每歲進士到省者、常不減千餘人。（封氏聞見記卷三、唐語林卷八）

天下之以明二經舉於禮部者、歲至三千人。（朱文公校昌黎先生集卷二十贈張童子序）

京師之進士以千數。（同右書卷二十送孟秀才序）

愈常觀於皇都、每年貢士至千餘人。（同右書卷二送權秀才序）

大和中（八二七～八三五）、貢士不下千餘人。（唐摭言卷二二）

大中咸通（八四七～八七三）之後、每歲試禮部者千餘人。（唐語林卷二）

咸通中（八六〇～八七三）、（中略）時場中不減千人。（唐摭言卷一五）

これによって千人以上三千人までという大ざっぱな禮部試應試者數は判るのであるが、會昌五年（八四五）の禮部試への國子監および郷貢からの送附人數に關する制限令を見ればこのわく内にあることがより明確となる。

唐摭言卷一に載せる會昌五年舉格節文に基づく次の表を参照されたい。

出身ル ト	制限 人 數	計
國子監明經進士	二百人 ³²⁾ 三十人	
官學明經	二百人	
宗正寺進士	二十人	
東監・同州・華州・河中府進士 明經	三十人以下 五十人以下	百二十人 二百人
鳳翔・山南西道・東道・荆南・鄂岳・湖南 ・鄭滑・浙西・浙東・鄜坊・宣・商・涇・ 邠・江南・江西・淮南・西川・東川・陝號 明進士	一五人以下 二十人以下	三百人 四百人
河東・陳許・汴・徐泗・易定・齊德・魏博 ・澤潞・幽・孟・靈・夏・淄青・鄆曹・兗 海・鎮冀・麟勝 明進士	一十人以下 十五人以下	百七十人 二百五十五人
金・汝・鹽・豐・福建・黔府・桂府・嶺南 ・安南・邕容		

	進士	七十人以下	七十人
	明經	十人以下	百人
總計			二、〇六五人

總計二千六十五人⁽³³⁾のうち、所謂郷貢は宗正寺以上の四百五十人を除いた千六百一十五人ということになる。したがって、この會昌五年以前はこの數以上の者が禮部に地方州縣から薦送されていたことは言うまでもなからう。唐中期の人である歐陽詹の文集に泉州刺史の席公(名不詳)が八人を禮部に薦送したという記事が見える。

貢士に宴有り。我が牧、席公の新禮なり。貞元癸酉の歲(九年)、邑に秀士八人有り。公まさに闕下に首薦せんとす。
云々⁽³⁴⁾

前表によれば福建觀察使管下全體で進士明經合せて十七人以下であるから、管下の泉州一州で八人を薦送していることは福建全體では十七人以上にのぼったであろうことを豫想させる。とにかく千數百人が郷貢によって禮部試に應試しながら、前掲の韓愈「贈張童子序」に従うならば二百人程度しか合格しないのであるから、郷貢からの禮部試落第者である郷貢進士や郷貢明經といった存在は毎年千人以上の多數が生み出されてくることは自ら明らかである。

彼等は唐朝の正規の官僚への途を閉ざされながらも、一たび郷貢のルートによって中央の禮部へ薦送されているがゆえに、その士大夫的知識は豊富であり、かつ自負心も高いものであった。一方、藩鎮の側においてはその内部權力機構の整備、擴充の要請、すなわち幕下への官僚的能力をもつ人材を吸収することは自らの藩鎮體制を確立、強化するために不可欠であった。郷貢進士や郷貢明經といった肩書に甘んずる者の官僚化への願望と、藩鎮の側からの辟召による自己權力擴充とはまさにそのような點において一致する面を有していたと考えることができる。⁽³⁵⁾

四 禮部試落第者の藩鎮による辟召

本章では前章で述べた禮部試落第者の藩鎮による辟召の姿を具體的に論證しよう。

まず唐語林卷一に次のような記事が見える。

崔樞、進士に應じ汴に客居すること半歲。(中略)曰く、吾は一進士にして州邑を巡りて以て自給す。奈何んぞ忽ち異寶を蓄えんや。(中略)汴帥王彥謨(威)は其の節を奇とし、命じて幕と爲さんと欲す。崔は肯ぜず。明年登第す。竟に文柄を主どりて清名有り。⁽³⁶⁾

汴州で同宿した南方異民族の貿易商人が病の床で崔樞に死後の葬いを願み、そのお禮として不可思議な力を持つ珠をもらうが、そのような至寶は受け取るわけにはいかぬと考えて棺中に入れて埋葬する。その一年後に商人の一族の者が珠を探しにやって来て崔樞の貞潔な行爲が判明し、汴州節度使に辟召されるというこの話は、いささか全體としては史實として認めがたい部分を含むが、注目すべきは、崔樞の禮部試合格前に汴州節度使王彥威の辟召を受けていることである。さらに崔樞は汴州に假住いして當地からの薦送を意圖しているのであるから、明らかに郷貢による禮部試應試者である。なお、王彥威の汴州宣武軍在鎮は開成五年(八四〇)と會昌五年(八四五)の間であるから、その頃のことと比定できよう。⁽³⁷⁾

唐摭言卷十の海敘不遇の條には陳岳という人物のことが見えている。

陳岳、吉州廬陵の人なり。少くして辭賦を以て春官氏に貢せらる。凡そ十たび上せらるも竟に至冤を抱く。晩年、豫章の鍾傳に従うも復た同舍の譖る所と爲り、退きて南郭に居り、墳典を以て自ら娛む。(中略)光化中、執政議して蒲帛を以て徵す。傳之を聞きて復た辟して從事と爲す。後讒を以て黜けらる。尋いで病に邁いて卒す。⁽³⁸⁾

陳岳は十回も「辭賦を以て春官氏に貢せられる」、すなわち禮部試進士科に應試しながら、どうしても合格できずに、晩年に至って豫章、すなわち江西觀察使の鍾傳(89)の幕下に入ることになる。そこで同輩に讒言されて退職して讀書と著述に専念する。その後、光化年間(八九八〜九〇〇)に再び鍾傳に辟召されて従事と爲っている。この陳岳も禮部試に落第して藩鎮の辟召のもとに幕職官化してゆく具體例である。

金石續編卷九に載せる「大唐故宣州司功參軍魏府君(邈)墓誌銘」はとりわけこのような郷貢からの禮部試に合格することができずに藩鎮の辟召に應じてゆく典型的な姿を示すものとして注目すべきであると考えるので、少しく詳しく紹介してみたい。幸いにも魏邈没後の約三十年後に没した夫人の墓誌銘が「唐故宣功參軍鉅鹿魏君夫人趙氏墓誌銘」として同じく金石續編卷一一におさめられている。この兩者を比較して矛盾する部分を指摘しながら、前者を基礎として以下に見てみよう。

魏邈の先祖は鉅鹿の人であるが、數代以前から京兆府咸陽縣に寄住している(夫人墓誌銘は山南に徙居し、現在は洋州興道縣の人という)。安祿山の亂により系譜や土地財産を全て失ってしまい、先祖のことはよくわからなくなってしまった(夫人墓誌銘では唐初太宗朝の名臣、文貞公魏徵の子孫という)。曾祖の賓は隴州長史となる。祖の朝隱は官に仕えず。伯父の遜は試左衛率府兵曹參軍となったが、不幸にも皆短命に終った(夫人墓誌銘では賓を祖、朝隱を父とし、共に官仕せずとする)。貞元の初めに郷貢から禮部試に應試すること五、六度に及び賄賂までしたがどうしても合格できなかった(夫人墓誌銘では郷貢からの禮部試應試、その落第については全くふれていない)。その後、河陽節度使に辟召されて懷州參軍を奏授されたが、祖母の死のために赴かず、ついで果州司戸參軍に參選されても赴かずに、度支山南租庸使韋公の下で鹽の專賣關係を掌どった。元和四年、時の宰相裴垍に認められて待制官となったが、まもなく婺州司功參軍となる。元和九年、宣州司功參軍に轉任し、その年の十月に宣州宣城縣の官舎で没した(夫人墓誌銘によれば五十五歳)。翌十年四月、京兆府萬年縣に葬むられる。夫人

の趙氏は試壁州別駕である昇の女である（夫人墓誌銘では夫人の父親である昇を壁州長史としている）。息子は三人いて、長男の匡贊（本墓誌の撰者。夫人墓誌銘では次男とする）と次男の文質（夫人墓誌銘では三男とする）は共に三衛出身、三男の齊貢（夫人墓誌銘では長男とする）は兗州都督府參軍である。⁴⁰

夫人の墓誌銘からまず魏邈の生卒年は上元元年（七六〇）から元和九年（八一四）と判明する。兩者を比較してみてもまず氣附くのは祖先に關する混亂である。この點をまず考えてみよう。

魏邈墓誌銘ではその先祖として曾祖を賓、祖を朝隱としているが、一方の夫人墓誌銘ではそれぞれ一代をずらせて、賓を祖、朝隱を父に作っている。かつ魏邈墓誌銘では伯父の遜及びその官として試左衛率府兵曹參軍が記されているにもかかわらず、父に關する名を始め一切が記されていないことは墓誌銘類一般の例からして非常に異例である。この墓誌銘の撰者である匡贊からすれば直系の祖父に相當する人物の名すら詳らかでないというのは系譜を喪失したというものの、はなはだ奇異な感をまぬがれない。何らかの隠された事情があつて意圖的に記載しなかったと考えることもできようが、夫人墓誌銘に記されるようにそれぞれ祖と父にするのが常識的であろう。さらに賓が隴州長史（從五品上）であつたというのも夫人墓誌銘では祖、父ともに仕えずとすることから考えて疑問となつてくる。とすれば、四代以前は全く不明とすることになり、安史の亂によつて家譜を喪失したというのは自らの家系を權威づけんがために古くまで遡及させようとする口實である可能性がはなはだ大であり、ましてや夫人墓誌銘で言うように文貞公魏徵の子孫であるとするのは新興層の用いる常套的な附會の手段であると考えてよからう。⁴¹庶人層から擡頭してきた新興の社會層で、魏邈の代になって官僚化への志向が現實性をもってきたものと考えられ、その息子の代になると地方下級官僚ではあるが、とにかくも官となることが出来るまでになつていたのである。すなわち、三人の息子達は父親の没年である元和九年（八一四）には二人が三衛出身、残りの一人が兗州都督府參軍（從八品下）であつたのが、約三十年後の母親の没年の會昌四年（八四四）には劍州普安

縣主簿（正九品下）の経験者、梓州永泰縣令（從七品上）、延州豐林縣令（從七品上）の経験者となっているのである。また夫人の沒した場所が延州豐林縣の私邸であることは齊貢の官歴として前任延州豐林縣令とあることを考え併せれば、齊貢が縣令退官後そのまま當地に母親を供養して寄住していたことを想定させる⁴³。

さて、魏邈は京兆府（夫人墓誌銘に従えば洋州）に自ら出願し、そこでの考査に合格して中央に薦送されるという郷貢のルートによって禮部試應試の資格を得ることができたのであるが、五度、六度と落第を繰り返して、ついには關係者に賄賂を贈るという手段まで行使しても、なお禮部試合格の願いを果すことができなかったという。禮部試をめぐる賄賂が公行したことは開元初期に將仕郎守太子校書郎の王冷然が時の宰相、燕國公張説に上書したなかに

僕竊かに謂うに、今の擧を得る者、親を以てせざれば則ち勢を以てし、賄を以てせざれば則ち交を以てす。未だ必ずしも能く鼓を四科に鳴らし糧を三道に裹まず。其れ擧を得ざる者、媒なく黨なくして行あり才あり。卑位の間、仄陋の下に處り、聲を吞み氣を飲む。何ぞ算うるに足らんや。云々⁴⁴。

と見えていて、賄賂のみならず縁故や交友關係などあらゆる裏面工作が行なわれていたことを知るのであるが、開元期においてかくのごとき情況であれば、後半期以降においてはさらに一層の盛行を見たであろうと思われる。「賄を以て援け兼」ねるといふような父親の行爲を息子がその墓誌銘のなかに記すというのは、このような社會的風潮の一般化を知ると同時に、魏邈が官僚化せんがために禮部試に對して強烈な執着を有していたことを示すものと考えることができるし、さらには彼の經濟的基盤がかなりのものであったことをも豫想させる。かくして正規の官僚化への途を閉ざされながら、河陽三城節度使に辟召されてその使府州である懷州の參軍を奏授されるのを最初にして、その後、山南西道管下の果州司戶參軍となり、次いで浙東觀察使管下の婺州司功參軍を経て、最後に墓誌銘の肩書である同じく浙東觀察使管下の宣州司功參軍となって終っている。以上のようにこの魏邈という人物は郷貢から禮部試に何度も應試しながらついに合格できず、

まさしく郷貢進士あるいは郷貢明經という肩書のみで藩鎮の辟召に應じてその管下の州縣の下級官を四たびも経験している。自らは禮部試落第者として正規の官僚化は果せず、辟召による地方下級官に終ったが、その息子たちに至って縣令にまでなるようになっていく。魏邈の場合、約三十年を隔てた夫人の墓誌銘をも併せ見ることができたために、彼の禮部試應試のルートから以後、その官歴を詳細に跡附けられるだけでなく、さらには三人の息子たちの官歴の變遷をも知ることができた。この魏邈の例を郷貢からの禮部試落第者の生き方の典型として考えると、同様の存在は斷片的に多く見えている。前稿で唯一の例として「新修曲阜縣文宣王廟記」の撰者「攝鄆・曹・濮等州館驛巡官郷貢進士賈防」（金石萃編卷一二七、咸通十一年建）をあげておいたが、唐代後半期も時代が下るにつれて少なくとも史料面では顯著に表面に姿を現わしてくる。檢索し得たものを時代順に以下に挙げてみよう。

元和十三年（八一八）に没した「唐故承務郎行瀛州平舒縣主簿知薊州漁陽縣事實緋魚袋隴西李府君（弘亮）墓誌銘」の撰者は「攝涿州參軍郷貢進士隴西彭落」（京畿冢墓遺文卷中）と記されている。

大中元年（八四七）から二年にかけて桂管觀察使であった鄭亞⁽⁴⁵⁾のために李商隱の書いた「爲榮陽公桂州防禦等官牒」（全唐文卷七七八）には十九人を管下の幕職官に任ずることが記されているが、そのなかの一人は「郷貢明經陶標を要籍に充つべし⁽⁴⁶⁾」と見えている。

大中十年（八五六）にかかる「閩遷新社記」の撰者濮陽寧については全唐文卷七九一の小傳において「郷貢進士攝館驛巡官⁽⁴⁷⁾」と作っている。

咸通十一年（八七〇）の「唐故幽州隨使節度押衙正議大夫檢校國子祭酒兼侍御史上柱國太原王府君（公晟）夫人清河張氏合祔墓誌銘」の撰者は「郷貢進士前攝幽州大都督府參軍許舟」（古誌石華卷二二、京畿冢墓遺文卷下）である。

咸通十四年（八七三）の記のある義陽守、すなわち申州刺史の李當による永州零陵縣の朝陽洞における詩及び題名には、

李當の從甥で「前□州軍事判官鄉貢進士」という肩書をもつ魏深の名が見えている（八瓊室金石補正卷六十）。

廣明二年（八八二）に没した「大唐故幽州節度要籍祖君夫人弘農楊氏墓誌銘」の撰者は「前攝滄州司馬鄉貢進士徐滕」と記されている（京畿冢墓遺文卷下）。

禮部試に落第して鄉貢進士あるいは鄉貢明經の肩書のみで藩鎮下の幕職官や州縣官となっている右の諸例を通見するならば、攝官がきわめて多數を占めていることが特徴的である。藩鎮管下の幕職官や州縣官の場合、攝官とは藩帥が自らの權限で辟召してそれぞれの官に任じて後、その追認を中央政府に求めるために報告し、中央から正式の任官許可の辭令が下るまでの間の、いわば中央政府未公認段階での官を言うのである。ところがこの手続きは單なる名目的な形式にすぎないのであって、中央政府が認めようが認めまいが實質的には幕職官なり州縣官として實務を擔當處理しているのが通例となっている。諸例中に見える前攝某官とあるような場合には、その藩鎮管下での在任期間中にはついに中央政府の認可を得られずじまいで退官してしまっているのであって、藩鎮體制を支える一つの柱であるその内部の官僚機構は、唐朝中央政府の官僚機構の擬制ではあっても、すでにその枠外で獨立した存在と化していると言えよう。辟召されて幕職官となるものには禮部試合格者が含まれていることは言うまでもないが、唐朝の正規の官僚化への途を閉ざされた禮部試の落第者である鄉貢進士や鄉貢明經の肩書のみしかもたぬ存在がこのように積極的に進出している事實は、藩鎮の體制が制度的には唐朝のそのの擬制ではありながら、唐朝が權力機構に入れることを拒否する存在を包含することによって異質の展開を示していると言えよう。制度的な擬制面よりも、むしろこのような藩鎮體制を支えるその權力機構の擔い手として鄉貢からの禮部試落第者たちの占める役割を唐代後半以降の變質面として注目せねばならないと考える。

禮部試落第者による藩鎮體制内での幕職官や州縣官化だけでなく、鄉貢進士とか鄉貢明經などのみを肩書として名の上に附している例は枚舉にいとまがない。このような例は唐代前半期の諸史料に見いだすことは非常にまれであり、唐代後

半期、それも唐末に近づくにつれ頻見する。繰り返し述べてきたように禮部試に落第して唐朝官僚體制から疎外されながら、なおかつ禮部試落第を示すにすぎない郷貢進士や郷貢明經といった肩書を公然と自他ともに稱していることは、これらの肩書が落第者あるいは失敗者といった否定的な價值をもつものではなく、士大夫的知識や自負心といったより積極的な意味をもつものとして唐代後半の社會一般に通用していたことを示唆するものである。

結 語

唐代官吏登用法の第一の關門である禮部試に應試するための二つのルートのうち、郷貢からの應試者はまず州縣段階での考查を経て中央に薦送されることによって禮部試應試資格を得るが、禮部試に合格するまでの間はそれぞれ受験科目によって郷貢進士、あるいは郷貢明經と呼稱された。そして禮部試に合格すると前郷貢進士、前郷貢明經と稱し、やはり「郷貢」の二字を附することによって郷貢からの出身者であることを示すことになっていた。より嚴密に言うならば、さらにその上に自らが出願して薦送されたところの府なり州の名稱を附すべきものであった。したがって郷貢進士等のみの呼稱は禮部試にまだ合格できずに落第を繰り返していることを意味し、そのままでは官僚化することは不可能である。しかし彼等は鎮藩の辟召に積極的に應じて幕職官となり、あるいは公然と肩書として自稱するようになる。郷貢進士、郷貢明經という肩書が社會的に積極的な評價を得るものとなり、そのような存在が藩鎮體制を支える大きな力となってゆくのである。

注

(1) 礪波護「唐代使院の僚佐と辟召制」(神戸大學文學部紀要2 一九七

三年一月)

(2)

中央での考查は吏部の考功員外郎(從六品上)が掌どっていたが、開元二十四年に員外郎李昂が應試者とトラブルを引き起し、監督官の位が低いからだとして以後禮部侍郎(正四品下)が知貢舉として掌どる

ことになった。本稿の對象はもっぱら唐代後半期にあるため、中央での考査は禮部という表現のみを用いた。

通典卷二三職官五考功員外郎、禮部侍郎の條。唐摭言卷一進士歸禮部の條參照。

(3) 四門學・律學・書學・算學にはたてまゑとしては庶人の入學し得る餘地はわずかではあるがあった。

大唐六典卷二一國子監の條。

四門博士掌教文武官七品已上及侯伯子男子之爲生者、若庶人子爲俊士生者。(中略) 律學博士掌教文武八品已下及庶人子之爲生者。(中略) 書學博士掌教文武八品已下及庶人子之爲生者。(中略) 算學博士掌教文武八品已下及庶人子之爲生者。

弘文館、崇文館については六典卷八門下省の條參照。

(4) 八瓊室金石補正卷五七では「^上缺大奉國寺故□□龜□記」に作る。年次中に見える作龜とは乙酉の別稱。

(5) 雲麓漫鈔卷三。

天寶六年、楊護榜、試題題賦。何待士之薄哉。

登科記考卷九天寶六載の條參照。

(6) 八瓊室金石補正の考證の部分で陸增祥はこの范氏女を范傳正の娘としている。毛鳳枝の關中金石文字逸存考卷五も同じ。范傳正については舊唐書卷一八五下、新唐書卷一七二にそれぞれ傳が立てられているが、息子の范鄴の名は見えない。

(7) 記纂淵海卷三七。

唐大和八年、放進士、多貧士。無名子作詩曰、乞兒還有人通年、六十三人籠仗全、薛庶準前騎瘦馬、范鄴依舊蓋香駝。秦中記

登科記考卷二二大和八年の條參照。

(8) 古誌石華卷二一、八瓊室金石補正卷七六にもこの墓誌銘は見える。

(9) 唐朱景玄撰、唐朝名畫錄(美術叢書第二集第六輯所收)、金維諾「晚唐畫家程修己墓誌」(文物一九六三・四)參照。

(10) 唐摭言卷十海敘不遇。

溫憲。先輩庭筠之子。光啓中。及第。尋爲山南從事。辭人李巨川草薦表。盛述憲先人之屈。略曰。蛾眉先妬。明妃爲去國之人。猿臂自傷。李廣乃不侯之將。

薦表中に「述先人之屈」とあるように、父の庭筠は文才の名が高かったにもかかわらず、時政を諷することが多くて久しく禮部試に合格できなかった。

(11) 唐詩紀事卷七〇では龍紀元年(八八九)に禮部試合格とする。登科記考もこの年に繫年している。

(12) 舊唐書卷一九〇下、新唐書卷二二四下の李巨川傳、および唐摭言卷十海敘不遇の條參照。

(13) 吳廷燮、唐方鎮年表卷四。

(14) 全唐文卷七九五に同文が見える。

(15) 太平寰宇記卷八四劍南東道劍州梓潼縣の條、及び關希聖「梓潼文昌神之社會史的解説」(食貨月刊復刊2-8)參照。

(16) 孫樵集自序。

幼而工文。得之真訣。提筆入貢士列。于時以文學見稱。大中九年。

叨登上第。從軍郿國。忝歷幕賓。久居蘭省。廣明元年。狂寇犯關。駕

避岐陽。詔赴行在。遷職方郎中。(中略) 是年中和四年也。朝散大夫

尙書職方郎中上柱國賜緋魚袋孫樵。

(17) 登科記考卷二二參照。

(18) 通鑑卷二四九大中五年(八五一)六月の條に、武宗廢佛の後をうけた

宣宗の代になって盛んに佛寺を修復しているが、あまりやりすぎると民力を疲弊させるといふ内容の孫樵の上奏が掲げられている(文集卷六「復佛寺奏」の概要)。そこでは彼の肩書は「進士」とのみ記されている。正確には郷貢進士とすべきものである。

(19) 唐方鎮年表卷四、卷六。

(20) 新唐書卷七三下宰相世系表孫氏。

(28) 册府元龜卷六四四貢舉部考試二。

(長慶元年十二月甲申)、以登制科人(中略)前鄉貢進士姚中立、李躋、崔巖、並可祕書省校書郎。(中略)前鄉貢進士崔知白爲祕書省正字。前鄉貢進士崔郾爲太子校書郎。前鄉貢進士李商卿爲崇文館校書郎。

(29) 同右書卷一三一帝王部延賞二。

(大和二年六月)、內史狄仁傑曾孫前鄉貢明經元封爲懷州修武縣尉。

(30) 金石續編卷九「大唐華州下邽縣丞兆章公夫人墓誌銘」

哀子前鄉貢進士續謹撰并書

維唐大曆十三年三月廿五日、韋公夫人邁疾、終於長安親仁里之私第。(中略)有子五人。日續、日潔、日系、日綰、日紆。(下略)

貞元六年二月十九日書

同右書卷十「唐故朝散大夫祕書省著作郎致仕京兆韋公玄堂誌」

第四子前山南西道節度判官將仕郎試大理司直兼殿中侍御史紆謹撰并書

唐元和十四年三月廿三日、公業背于長安新昌里私第。(中略)續工部郎中、系陽翟縣尉、練鄉貢進士、紆兼殿中侍御史、絢前太廟齋郎。

(下略)

韋端是新唐書卷七四上宰相世系表の韋氏勛公房に見える。隋の尙書令叔裕の五代の孫で傳統的な官僚貴族である。なお、表中には端の子として續と紆のみが見えている。

(31) 朱文公校昌黎先生集卷二〇贈張童子序。

天下之以明二經舉於禮部者。歲至三千人。始自縣考試。定其可舉者。然後升於州若府。其不能中科者。不與是數焉。州若府總其屬之所升。又考試之如縣。加察詳焉。定其可舉者。然後貢於天子而升之有司。其不能中科者。不與是數焉。謂之鄉貢。有司者認州府之所升而考試之。加察詳焉。第其可進者。以名上於天子而藏之。屬之吏部。歲不及二百人。謂之出身。能任是選者。厥惟艱哉。

(32) 唐摭言一五卷本は學津討原、雅雨堂藏書十種、嘯園叢書等に收められ

ているが、學津討原本のみが三百人に作る。北平圖書館舊鈔本の唐摭言、文獻通考卷二九もともに二百人に作っている。

(33) 會昌五年時點での藩鎮の管轄地域が必ずしも明確でないので、例えば靈州、夏州は靈夏に、鹽州、豐州は鹽豐と一つに數えるべき餘地がある。したがって總計の數はやや増減する可能性があるが、問題となるほどのことにはならない。

(34) 歐陽行周文集卷九泉州刺史席公宴邑中赴舉秀才於東湖亭序。

貢士有宴。我牧席公新禮也。貞元癸酉歲。邑有秀士十八人。公將首薦于闕下。云々。

(35) 前稿で引用した唐會要卷七九諸使雜錄下の、(會昌)五年六月勅。諸道所奏幕府及州縣官。近日多鄉貢進士奏請。此事已曾釐革。不合因循。且無出身。何名入仕。自今以後。不得更許如此。仍永爲定例。

に見える藩鎮による鄉貢進士の辟召はまさしくこのことを示している。

(36) 唐語林卷一。

崔樞應進士。客居汴半歲。與海賈同止。其人得疾既篤。謂崔曰。荷君見顧。不以外夷見忽。今疾勢不起。番人軍士殯脫殯。君能終始之否。崔許之。曰。某有一珠。價萬緡。得之能蹈火赴水。實至寶也。敢以奉君。崔受之曰。吾一進士。巡州邑以自給。奈何忽著異寶。何無人置於柩中。瘞於阡陌。後一年。崔遊丐亳州。聞番人有自南來尋故夫。并勸珠所在。陳於公府。且言。珠必崔秀才所有也。乃於毫來追捕。崔曰。儼袍穿不爲盜所發。珠必無他。遂剖棺得其珠。汴帥王彥謨奇其節。欲命爲壽。崔不肯。明年登第。竟主文柄有清名。

(37) 唐方鎮年表卷二。

なお、王彥謨は王彥威の誤りである。登科記考卷三二會昌二年の條參照。

(38) 唐摭言卷十。

陳岳。吉州廬陵人也。少以辭賦貢于春官氏。凡十上。竟抱至冤。晚年從豫章鍾傳。復爲同舍所譖。退居南郭。以墳典自娛。因之博覽羣

書。嘗著書。商較前史得失。尤長於班史之業。評三傳是非。著春秋折衷論三十卷。約大唐實錄。撰聖紀一百二十卷。以所爲述作。號陳子正言十五卷。其辭賦詩。別有編帙。光化中。執政議以蒲帛徵。傳聞之。復辟爲從事。後以譏黜。尋遷病而卒。

陳岳の著作の一つである春秋折衷論は玉函山房輯佚書に部分的に集録されている。その序は全唐文卷八二九に見える。

鍾傳が唐末の黃巢の亂による混亂期にも人材を集め、かつ中央に薦送することに意欲的であつたことは唐摭言卷二に見える。

國朝自廣明庚子之亂。甲辰天下大荒。車駕再幸岐梁。道殣相望。郡國率不以貢士爲意。江西鍾傳令公起於義聚。奄有疆土。充庭述職。爲諸侯表式。而乃孜孜以薦賢爲急務。雖州里白丁片文隻字求貢于有司者。莫不盡禮接之。至於考試之辰。設會供帳。甲於治平。行鄉飲之禮。常率賓佐臨視。拳拳然有喜色。復大會以饒之。篋篋之外。率皆資以桂玉。解元三十萬。解副二十萬。海邊皆不減十萬。垂三十載。此志未嘗稍怠。時舉子有以公卿關節。不遠千里而求首薦者。歲常不下數輩。なお鍾傳の江西在鎮は中和二年（八八二）から天祐三年（九〇六）の間である。唐方鎮年表卷五參照。

(40)

金石續編卷九「大唐故宣州司功參軍魏府君墓誌銘」

息孤子匡贊撰并書

大人諱邁字仲方。其先鉅鹿人。寄居于京兆府咸陽縣積代矣。頃因祿山暴逆。鑾輿南征。畿甸土庶皆爲俘馘。由是圖籍毀致。產業烟燼。不可復知先人之事也。此無以述。曾祖廣皇任蘭州長史。祖母王氏。祖朝隱鄴惡浮名。高尚其仕。祖母栢氏。伯父遜試左衛率府兵曹參軍。皆不幸短命。先歸黃墟。且大人少履文字。貞元初。以鄉舉射策上省者五六。以附援兼無竟不登第。然當時稱屈者衆矣。其後爲河陽節度使所辟。隨逐戎幕。處事詳明。奏懷州參軍。丁祖母憂不上。後參選拜果州司戶參軍。未上。爲度支山南兩府使所厚。抑志勾留。共理鹽園。官滿不舍。（中略）元和四年夏四月。相府裴公因人而知其善。補待制官。掌握絲綸。廉慎益著。地居近密。不發私書。朋舊昵親。由斯咸恕。

唐代の鄉貢進士と鄉貢明經

（中略）拜婺州司功參軍。轉宣州司功參軍。未滿。今年（元和九年）復有詔令之本官。以其年十月十三日終于宣州宣城縣之公館。匡贊親侍靈柩。以明年歲次乙未四月八日己酉葬于京兆府萬年縣之畢原。禮也。（中略）懷趙氏。試壁州別駕昇之女。（中略）見三人。長即匡贊。仲日文質。皆三衛出身。季曰齊實。拜兗州都督府參軍。（下略）

古誌石華卷十六、八瓊室金石補正卷六九に同文あり。

金石續編卷十一「唐故宣功參軍鉅鹿魏君夫人趙氏墓誌銘」

前延州防禦衛推文林郎試左驍衛兵曹參軍王儔撰

公諱邁字仲方。世本云秦改魏爲鉅鹿郡也。後徙家于山南。今則洋州興道人也。（中略）國命良相。諡曰文貞公。泊枝派初分。導自洪源之注。蘭蓀並振。時爲銓藻之芳。祖賔。父朝隱。皆敦儒術。諒識宏深。高築園林。自求野逸。公（中略）頃因入仕。多爲臺鼎廉察之知。累以德藝精粹。聞於天庭。始奏授懷州參軍。次遷授果州司戶參軍。次任婺州司功參軍。次任宣州司功參軍。凡歷四郡。皆以直道佐理。惠洽優人。官賴其能。民受其福。（中略）以元和九年十月十三日。不祿于任。壽年五十有五。即十年四月。護歸京兆。窆于萬年縣洪固鄉北章村北原也。夫人天水趙氏。考皇任壁州長史昇之仲女也。（中略）（會昌四年）十一月十五日。遂歿于延州豐林縣之私第。享年七十有五。（中略）有子三人。長曰齊實。前任延州豐林縣令。次曰匡贊。前任劍州普安縣主簿。幼日文質。任梓州永泰縣令。（下略）

古誌石華卷十九、八瓊室金石補正卷七四に同文あり。

新唐書卷七十二宰相世系表的魏氏館陶房にはもちろん見えない。

(42)

通典卷二八職官十親衛の條。

大唐武德七年。改開府爲中郎將。親衛爲一府。勳衛翊衛各爲一府。中郎將各一人。掌領校尉以下宿衛。總判府事。

通典卷一七選舉五雜論議中。

武太后臨朝。垂拱中。納言魏元同以爲。吏部選舉未盡得人之術。上疏曰。（中略）又勳官三衛流外之徒。不待州縣之舉。直取之於書判。

恐非先德行而後言才之義也。

舊唐書卷八七魏元同傳、全唐文卷一六八「請吏部各擇寮屬流」に詳しく見える。

三衛出身者が禮部試を経ずに直接吏部選に至り、選舉制度を亂すものであるという論議は唐代を通じて見られる。(唐摭言卷六「王泠然の上言」、歐陽行周文集卷八「與鄭伯義書」、唐大詔令集卷七一「大和三年南郊赦」等)。魏邈の二人の息子が三衛出身から地方官となっているこの事實は、新興庶人層の官僚化の一手段として注目すべきものと思う。この問題については稿を改めて論じたい。

(43) 前稿参照。

(44) 唐摭言卷六。

將仕郎守太子校書郎王泠然謹再拜上書相國燕公閣下。(中略)僕竊謂。今之得舉者。不以親則以勢。不以賄則以交。未必能鳴鼓四科而裹糧三道。其不得舉者。無媒無黨。有行有才。處卑位之間仄陋之下。吞聲飲氣。何足算哉。云々。

(45) 唐方鎮年表卷七。

(46) 全唐文卷七七八李商隱「爲榮陽公桂州署防禦等官牒」

鄉貢明經陶標。牒奉處分。昔漢時高士。周室上醫。將崇三代之功。亦謹一經之遺。以標實稱幹。父且又名家。佇有濟于梓桐。在先頒于祿廩。爾其精詳桐籙。憤棄別農經。且繫孝廉之船。勉用李孫之石。事須補充要籍。

要籍も藩鎮の幕職官の一である。前掲嚴耕望氏「唐代方鎮使府僚佐考」参照。

歐陽棐の集古錄目卷五では「攝館驛巡官前進士濮陽宇撰」と作る(閩中金石志卷一参照)。歐陽脩の集古錄跋尾卷九では「唐濮陽宇撰」とあるのみである。集古錄目に從えば前進士であるから禮部試合格者となるが現存するこの書は清代の輯本であるから、史料的に全唐文より優先すべきかは問題がある。

(47) 幕職官の攝官については前掲礪波論文で氏が再度の検討を加えられている。

(48) (本稿は昭和四十七年度文部省科學研究費を受けた「唐代後半期の庶人層の官僚化について」の研究進行上の一報告である)